

令和4年度 介護保険法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 特定処遇改善加算について（支給対象期間令和4年4月～令和5年3月）

経験・技能のある介護職員および障がい福祉人材の考え方

（A）介護福祉士資格を有する者（※課長職以上の役職は該当しない）

介護保険法に基づく、介護職員等特定処遇改善加算の予定額は2,668,992円です。デイサービスセンターメゾンマリア、グループホームメゾンマリアに所属する職員には下記の金額を支給します。ケアハウス所属の介護福祉士資格を有する介護職員も同様に取り扱います。

（A）14,000円／月（常勤） 1,000円／月（パートタイマー）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の予定額は3,777,336円です。ウェルフェアマリア、メゾンマリアホームヘルプサービスに所属する職員には下記の金額を支給します。

（A）16,000円／月（常勤） 1,000円／月（パートタイマー）

賃金改善を行う職員の範囲は（A）に該当する職員とし、賃金改善を行う給与の種類は毎月の給与に処遇改善手当に特定加算分として支給します。当該手当は時間外手当の計算に含まれますが、夜勤手当と賞与の計算には含まれません。社会保険料の本人負担分および会社負担分が増額します。

介護職員等ベースアップ等支援加算および福祉・介護等ベースアップ等支援加算について （支給対象期間令和4年10月～令和5年3月）

介護職員等ベースアップ等支援加算の予定額は1,045,578円です。デイサービスセンターメゾンマリア、グループホームメゾンマリアに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

8,000円／月（常勤介護職員・兼務職員を含む）

4,000円／月（介護福祉士資格を有するパートタイマー）

2,000円／月（介護福祉士資格を持たないパートタイマー）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の予定額は1,528,446円です。ウェルフェアマリア、メゾンマリアホームヘルプサービスに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

8,000円／月（常勤生活支援員・常勤訪問介護員・兼務職員を含む）

4,000円／月（介護福祉士資格を有するパートタイマー）

2,000円／月（介護福祉士資格を持たないパートタイマー）

賃金改善を行う給与の種類は毎月の給与に処遇改善手当として支給。当該手当は時間外手当の計算に含まれますが、夜勤手当と賞与の計算には含まれません。社会保険料の本人負担分および会社負担分が増額します。ケアハウスおよびケアサポートの職員は介護職員等ベースアップ等支援加算と同じ取扱いとします。（※課長職以上は該当しない）

職場環境等要件は次の通りです。

介護保険法に基づく職場環境等要件（デイサービスセンター・グループホーム・ホームヘルプサービス）

◆入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

◆資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

◆両立支援・多様な働き方の推進

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談支援体制の充実

◆腰痛を含む心身の健康管理

短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

◆生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

◆やりがい・働きがいの醸成

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域児童・生徒や住民との交流の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律職場環境等要件

（ウェルフェアマリア・ホームヘルプサービス）

◆入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

◆資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引等、強度行動障がい支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

◆両立支援・多様な働き方の推進

障がいを有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

◆腰痛を含む心身の健康管理

雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

◆生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

◆やりがい・働きがいの醸成

利用者本位の支援方針など障がい福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

令和4年8月31日

社会福祉法人平和の聖母